

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	大分県由布市

## 由布市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 由布市産業建設部農政課  
所在地 大分県由布市 挾間町向原128-1  
電話番号 097-583-1111 内線1348  
FAX番号 097-583-1719  
メールアドレス info@city.yufu.oita.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	由布市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	イネ、飼料作物、タケノコ	7,801千円 7.51ha
シカ	野菜、針葉樹	2,048千円 2.20ha
サル	野菜、果樹、タケノコ	1,833千円 1.10ha
カラス	果樹、野菜、豆類	2,639千円 1.15ha
カワウ	鮎、鰻稚魚、カニ	500千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシに関しては、山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に被害がみられる。具体的には、春は農地作物の他にタケノコ、シイタケなどの食害と田の畦の掘り起こし被害があり、初夏から秋にかけてはイネを中心として、ミカンなどの果樹にも食害、掘り起こしなどの被害がみられる。(被害 増)</p> <p>シカについては、湯布院地区を中心に野菜やスギ、ヒノキなどの食害や皮剥被害が年間を通じてみられ、生息域も拡大傾向にある。(被害 増)</p> <p>サルについては、挾間地区を中心に野菜、ミカン、タケノコなどの食害が年間を通じてみられる。(被害 増)</p> <p>カラスについては、市内全域でミカンなどの果樹や野菜、豆類の被害が年間を通じてみられる。(被害 増)</p> <p>カワウについては、大分川に放流するアユやウナギの稚魚を中心に3月から4月にかけて食害にあっている。(被害 増)</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
イノシシ	7,801 千円	7,020 千円
シカ	2,048	1,840
サル	1,833	1,650
カラス	2,639	2,370
カワウ	500	450

- 注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲報償金の助成</li> <li>・猟友会への捕獲委託</li> <li>・猟友会への補助（保険、犬）</li> <li>・予察捕獲の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲員の高齢化</li> <li>・高齢化した被害者が追い払い等をできないため、捕獲出動要請が増加しており、捕獲員を増やす必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網柵、電気柵等の設置経費の一部を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が高齢化しているため、金網柵を自力設置できない。</li> <li>・地域集落の連帯意識が薄くなったため、自分の農地のことしか考えられていない。防護柵の共同設置や藪の草刈等集落単位の環境整備への取組体制づくりが急務である。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落共同による防護柵の設置や有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進するとともに、猟友会と連携して効果的な有害鳥獣捕獲を行うことにより農林水産物被害の軽減を図る。</li> </ul>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲班で、被害発生予察による計画捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H20	シカ イノシシ サル	・初心者講習会受講料補助 ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止研修
H21	シカ イノシシ サル 鳥類	・シカ用箱わなの導入 ・イノシシ用箱わなの導入 ・サル用箱わなの導入 ・初心者講習会受講料補助 ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止研修
H22	シカ イノシシ サル 鳥類	・初心者講習会受講料補助 ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止研修 ・箱わな猟免許者の増 ・鳥類捕獲機材導入

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

**捕獲計画数等の設定の考え方**

平成19年度における捕獲実績は、イノシシ36頭、シカ14頭、サル0頭、カラス9羽カワウ0羽となっている。イノシシ、シカ、カラスについては、被害が増加しているため平成19年度捕獲実績の15%増以上の捕獲を目標とする。

また、サル、カワウについては、箱わなの導入など捕獲方法を検討し10頭(羽)の捕獲を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	40頭	43頭	45頭
シカ	20頭	25頭	28頭
サル	5頭	8頭	10頭
カラス	105羽	110羽	115羽
カワウ	5羽	5羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・市内全域で、銃器、箱わな等により9月～10月の農繁期を中心に、被害発生予察による計画捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
由布市全域	権限委譲済

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	電気柵等 34,000m	34,000m	34,000m
シカ	金網柵等 0m	1,000m	1,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H20	イシ、シカ サル	集落単位での防護柵設置・管理及び環境整備等についての普及指導を実施する。
H21	〃	〃
H22	〃	〃

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		由布市石城川地区猿被害対策協議会
構成機関の名称	役割	
由布市	サルによる農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発並びに被害補償交渉。	
石城川地区自治委員		

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中部振興局有害鳥獣対策プロジェクトチーム	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動 等
大分県農林水産研究センター 林業試験場	シカ被害防止に関する情報提供

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に（協議会構成員が）積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費又は埋設 等

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、共済組合等の組織を活用して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。